

## 北九州市SDGs協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 北九州市SDGs未来都市に関する各種事業や、北九州SDGsクラブをはじめとする北九州市のSDGs達成に向けた活動に対する助言等を行い、北九州市SDGs未来都市の着実な実現を図るため、北九州市SDGs協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成員)

第2条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから北九州市SDGs未来都市提案者である北九州市長が選任する。

- (1) SDGsに関する知見を有する学識経験者
- (2) SDGsの達成に向けた、経済、社会、環境の三側面のいずれかに関する取り組みを行っている実務者及び有識者
- (3) その他北九州市SDGs未来都市提案者である北九州市長が認める者

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のほか、次に掲げる者であるときは選任しないものとし、選任後に判明した場合は解任するものとする。

- (1) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- (2) 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを利用している者

(任期)

第3条 構成員の任期は2年とし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における後任構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる助言を行う。

- (1) 北九州市SDGs未来都市全体の進捗管理に関する事
- (2) 北九州SDGsクラブをはじめとした北九州市のSDGs達成に向けた活動に関する事
- (3) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(部会)

第5条 協議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

(協議会全体会合の招集等)

第6条 協議会は、事務局が招集する。

- 2 協議会構成員の過半数の者から協議会開催の申し出があった場合、事務局は招集しなければならない。
- 3 事務局は、協議会の事務を実施するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、北九州市企画調整局SDGs推進室に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。